

1 募集要項に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	7	第2章	1	(2) イ	応募資格要件	「現場総括責任者として経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理技術管理者（北部ごみ処理センター）として事業開始2年以上専任配置できること」とありますが共同企業体で応募する場合は代表企業以外の構成企業の者を配置技術者としてよろしいでしょうか。	代表企業以外の構成企業に所属する技術者の配置も可とします。 「第2章 1 (1) エ」、「第2章 1 (2) ア」の代表企業の要件に係る記載を修正します。
2	14	第2章	6	(4) エ	提案書等の使用等	提案書等には、第三者に開示されることで、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのある情報が含まれますので、第三者に開示される際には、開示の可否も含めて事前に協議させていただきますようお願いいたします。	提案書を第三者に開示する際は、事前に応募者と協議するものとします。
3	19	第5章	1	(2) イ	提案価格の平準化	「応募者は、事業期間の各年度に組合が支払う委託料が極力平準化するよう配慮したうえで」とありますが、委託料は提案価格（総価）を平準化したうえでお支払いいただくという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）P32をご参照ください。
4	21	第5章	3	(1)	財務状況	本記載は特別目的会社（SPC）の設立を前提としたものであり、共同企業体を組成する場合には財務諸表の提出は不要として頂けないでしょうか。	特別目的会社を設立しない場合、財務諸表の提出は不要とします。
5	23	第7章	3	(1)	契約手続	「優先交渉権者は必要に応じて運営事業者となる特別目的会社を会社法に定める株式会社として設立する」とありますが、共同企業体で応募する場合は、特別目的会社を設立する必要は無しと考えてよろしいでしょうか。	特別目的会社の設立は任意となります。
6	23	第7章	3	(3)	契約保証金	事業契約書（案）第4条の定めに従い、履行保証保険契約を締結することによって保証を付すことが可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

7	27	別表2		閲覧に供する参考資料の例	<p>施設の現状を正確に理解した上で、費用積算するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ■竣工関連図書（改良含む） <ul style="list-style-type: none"> ・特定調達品リスト ■電気工作物保安規程 ■運営関連資料 <ul style="list-style-type: none"> ・各種計測データ <p>については、配布資料として頂けないでしょうか。 また、各種計測データは要求水準書p8 1.3.13 公害防止基準に記載のある測定項目すべてのデータ（過去数年分）提示をお願いしますでしょうか。</p>	<p>閲覧資料をはじめとする組合が保持する計測データについては、応募者の希望に応じて配布することも可としますので、現地見学会の際に個別にご相談ください。</p>
8	28	別表3		政策変更	<p>「本事業に直接的影響を及ぼすもの」として、具体的にどのようなものを想定されておられるのかご教示ください。</p>	<p>具体的な事業はありませんが、当該リスクに該当する事象が発生したと判断される場合、組合と事業者での協議により対応します。</p>
9	28	別表3		法令等変更(税制変更を含む)	<p>「事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更」の対象として、具体的にどのようなものを想定されておられるのかご教示ください。</p>	<p>新たな公害防止基準の新設や変更などを想定していますが、これに限りません。</p>
10	28	別表3		住民対応	<p>「運営事業者が行う調査、運営に関わる住民反対運動、訴訟」が運営事業者のリスク分担とされておりますが、運営事業者が要求水準書等及び提案書を遵守して業務を行っている中で発生した住民反対運動及び訴訟については、「事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟」に該当することから、貴組合のリスク負担でご対応頂きますようお願いいたします。</p>	<p>住民反対運動や訴訟の内容にもよりますが、運営事業者が善良なる管理者の注意義務に基づき、要求水準書等を遵守して調査、運営を行っている中での住民反対運動及び訴訟については、本組合のリスク負担とします。</p>
11	28	別表3		不可抗力	<p>「通常の見込み可能な範囲を超えるもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しております。その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
12	29	別表3		注4	<p>第2文について、「計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、組合、運営事業者の協議による」とされておりますが、どの程度であれば「著しい変動」と言えるのか双方の認識に齟齬が生じることを懸念いたしますので、両者協議の上、予めその基準を取決めさせて頂きたく、ご検討の程宜しくお願いいたします。</p>	<p>ごみ量の変動に係る基準については、予め協議することとします。</p>

13	29	別表3			<p>注5</p> <p>第2文について、「計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、組合、運営事業者の協議による」とされておりますが、どの程度であれば「著しい変動」と言えるのか双方の認識に齟齬が生じることを懸念いたしますので、両者協議の上、予めその基準を取決めさせて頂きたく、ご検討の程宜しくお願いいたします。</p>	<p>ごみ質の変動に係る基準については、予め協議することとします。</p>
----	----	-----	--	--	--	---------------------------------------

2 要求水準書に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第1章	第3節	1.3.8	関連事業等への協力	「本事業実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う事業等」として、具体的にどのようなものを想定されているかご教示ください。	地域清掃活動や周辺住民に対する事業報告会への参加・協力等を想定しています。
2	9	第1章	第3節	1.3.13	(6)粉じん基準	想定対象、測定位置についてご教示ください。また、基準値の根拠についてご教示ください。	粗大ごみ処理施設のバグフィルタ後段の排気口からの排ガスを対象とします。 数値の根拠は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」の記載によるものですが、本施設においては参考値扱いとします。
3	12	第1章	第3節	1.3.16	車両・重機等	「組合所有の車両・重機は無償で貸与する」とありますが、表20に掲載の重機全てを事業期間に渡って無償貸与されるとの理解でよろしいですか。リース期間が満了した車両・重機の継続リース費用は事業期間に渡って貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。	組合が所有する車両・重機は無償貸与の対象となりますが、維持管理費や更新費用は運営事業者が負担して下さい。 組合がリース契約している車両・重機は無償貸与の対象外となりますので、現在のリースの契約者変更または運営事業者で新たにリース契約・購入するなど、本事業の始期から運営事業者の負担で調達及び維持管理するものとなります。
4	12	第1章	第3節	1.3.17	災害発生時等の廃棄物の処理	「要求水準書に示す搬入量を超える多量の廃棄物の処理に協力すること」とありますが、協力により超過した分の人件費（残業・増員）や重機類の費用等について、協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、運営事業者は、協議にあたり、人件費を含む超過費用が合理的であることを説明できる資料を作成し組合に提示してください。
5	12	第1章	第3節	1.3.18	(1) 事業期間終了時の取扱い	「組合は、事業期間終了後、北部ごみ処理センターを使用しない予定である。ただし、詳細については事業期間終了の3年前に改めて検討・協議の上決定することとする」とありますが、継続使用となった場合は整備費用等の変更はお認めいただけるかと理解してよろしいでしょうか。	継続使用時の協議内容によります。
6	13	第1章	第3節	1.3.19	事業期間終了時の取扱い（最終処分場）	事業期間終了前に次期運営事業者への引継ぎ業務等は不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者は、事業期間終了前に次期運営事業者への引継ぎ業務に協力するものとなります。

7	14	第2章	第2節		表21	表21には(参考)の表記がありませんが、主な資格とある通り、運営・維持管理に必要な無い資格であれば、必ずしも表21に記載の有資格者全てをそろえる必要はないとの理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
8	16	第2章	第8節		施設保安体制の整	(3)はp42別表2-1 A-1-2-1)夜警についての記載したものと 思料します。 夜警以外の業務で、夜間、休日等も対応が必要になる場合、 その費用について別途協議して頂けるとの理解でよろしいで しょうか。	お見込みのとおりです。
9	18	第3章	第2節	3.2.1	受付管理	(4)について、「現在は組合が5年間(R3.4~R8.3)の リース契約を行っている」とされておりますが、当該リース 契約の有効期間中は、運営事業者は、当該リース品を無償で 継続使用することができると理解してよろしいでしょうか。	現在のリースの契約者変更または運営事業者が 新たにリース契約するなど、本事業の始期から 運営事業者の負担で調達するものとします。
10	19	第3章	第3節	3.3.1	運転条件	(2)施設の運転時間は16時間/日とする、とありますが、ご みの搬入量が増大した場合などにおいても、24時間運転など は無いものと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
11	19	第3章	第3節	3.3.3	搬入管理	(2)の本文中に「焼却不適物」とありますが、それが何を 指しているのか定義が示されておられません。用語の定義をお 願います。	処理不適物に修正します。
12	19	第3章	第3節	3.3.3	搬入管理	「(3)運営事業者は、搬入ごみに含まれる焼却不適物の検査 をプラットフォーム内にて実施し、その混入を防止すること」 とありますが、この検査はいわゆる展開検査のことを指すも のでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	19	第3章	第3節	3.3.3	搬入管理	「(3)運営事業者は、搬入ごみに含まれる焼却不適物の検査 をプラットフォーム内にて実施し、その混入を防止すること」 とありますが、確認の方法、頻度等はこれまでと同等程度と 理解してよろしいでしょうか。	現状と同等の方法、頻度での実施を想定しま すが、現状にこだわらず必要に応じてご提案くだ さい。

14	19	第3章	第3節	3.3.3	搬入管理	最近全国的に発生しているリチウムイオン電池による火災等のトラブル発生事例はありますでしょうか。（頻度・程度）また、発生した場合の対処はどのようにされていますか。プラットホーム要員の計画のため、ご提示願います。	リチウムイオン電池による火災等トラブルは、これまで特に発生していません。発生した場合の対処としては、敷地内の安全な空きスペースでの消火を想定します。
15	20	第3章	第3節	3.3.3	搬入管理	「(4)の本文中に処理不適物」とありますが、それが何を指しているのか定義が示されておりません。用語の定義をお願いします。	以下のとおり定義します。 処理不適物：仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」P5に記載されている危険物、在宅医療廃棄物、家電リサイクル法対象品
16	20	第3章	第3節	3.3.5	最終処分場への搬出	「(1)ごみ処理施設から排出される焼却残渣が、関係法令、ごみ処理施設の公害防止基準を満たす事を定期的に確認」とありますが、確認すべき対象物、測定項目、検体数、頻度及び基準値をご提示ください。	焼却灰（炉底残渣）および飛灰処理物について、要求水準書P8表10、P9表11、P20表25に示す測定項目、検体数、頻度及び基準値での実施を想定しますが、必要に応じてご提案ください。 なお、焼却灰（炉底残渣）中のダイオキシン類に係る基準値は3ng-TEQ/gです。
17	20	第3章	第3節	3.3.5	最終処分場への搬出	指定する最終処分場の場所をご提示ください。本事業期間中に指定場所が変更となり、運搬にかかる人件費、燃料費、車両維持費などが増大した場合は協議頂けると理解してよろしいですか。	田沢湖処分場、角館処分場、西木処分場から組合が適宜指定しますので、いずれの最終処分場にも搬入できるように計画ください。 そのため、これらの処分場の中での指定場所変更については、契約変更の協議対象とはなりません。
18	20	第3章	第3節	3.3.6	搬出物の性状分析	「(1)焼却残渣等の量及び性状について分析・管理を行うこと」とありますが、分析対象物、測定項目、検体数、頻度及び基準値をご提示ください。	要求水準書No.16の質問回答をご参照ください。
19	20	第3章	第3節	3.3.7	各種定期検査・分析	表25中の飛灰の測定項目で、飛灰の重金属類及びダイオキシン類となっていますが、ここでは飛灰処理物を指すと理解してよろしいですか。また計測すべき重金属類の測定項目を提示ください。	飛灰処理物を指しますので修正します。また、測定項目はP9表11の8項目になります。

20	20	第3章	第3節	3.3.7	各種定期検査・分析	表25中の作業環境測定について、本事業においても、これまで同様の単位作業場所を設定して継続管理したく、作業環境測定結果の提示をお願いします。	作業環境測定結果を閲覧資料の対象とします。
21	21	第3章	第4節	3.4.4	最終処分場への搬出	「(1)粗大ごみ処理施設から排出される破砕不適物が、関係法令、ごみ処理施設の公害防止基準を満たす事を定期的に確認」とありますが、確認すべき対象物、測定項目、検体数、頻度及び基準値をご提示ください。	現状、特に実施しておりませんが、必要に応じてご提案ください。
22	22	第3章	第4節	3.4.6	搬出物の管理	表27に「破砕処理物」とありますが、それが何を指しているのか定義が示されておられません。用語の定義をお願いします。	破砕処理物は「破砕不燃物」に修正します。一方で、P23 表28に示す各処分場における埋立物の「破砕不燃物」はびん・不燃物も含む量であるため、表28の記載を修正します。
23	22	第3章	第5節	3.5.1	(2)搬入時間	搬入時間は、原則として平日8:00～16:30とありますが、運営・維持管理に支障が無いことを前提としたうえで、搬入日、搬入時間等を提案することは可能でしょうか。	搬入日・搬入時間は条例にて規定されているため、平日8:30～16:30からの変更は認められません。また、各処分場では将来的に中央ごみ処理センターの焼却灰を搬入する計画であるため、その旨の記載を「第3章 第5節 3.5.2 埋立条件」に追加します。
24	29	第4章	第1節	4.1.9	補修の実施	(5)の「運営事業者の責に帰さないもの」には、表33にある「緊急事後保全（突発修理）」が該当すると考えてよろしいでしょうか。また、「運営事業者は補修の責を有さない」とあることから、上記が該当するというのであれば、突発修理に要する費用は、貴組合の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。	表33は(4)の記載に対応するものであるため、(5)の記載には該当しません。ただし、(5)の記述は以下のように修正します。施設の設計、施工に起因する故障のように運営事業者の責に帰さないもの、あるいは不可抗力による損傷等のように組合及び運営事業者双方の責によらないものについては、臨機の措置を取り、遅滞なく組合に報告・提出すること。
25	30	第4章	第1節	4.1.14	清掃	(2)浄化槽の清掃・管理にあたり、本施設の排水は完全クローズドであることから、浄化槽法第11条で定める年1回の水質検査の実施は不要との理解でよろしいですか。	本施設の排水は完全クローズドですが、浄化槽法第11条の水質検査は実施する必要があります。

26	30	第4章	第1節	4.1.14	清掃	(3) 表34に示すガラスクリーニングはどのような清掃を指すのかご提示ください。	ガラスクリーニングの実施状況に係る資料を、配布資料の対象とします。
27	30	第4章	第1節	4.1.14	清掃	(3) 表34に示す床清掃はどのような清掃を指すのかご提示ください。	床清掃の実施状況に係る資料を、配布資料の対象とします。
28	32	第4章	第1節	4.1.19	帳票類の管理及び記録の保存	(2) 履歴を管理するための既存のソフトウェアを使用しておりますが、既存のソフトウェアとは何を指すのかをご提示ください。	汎用ソフトウェア（Microsoft Officeなど）とご理解ください。
29	32	第4章	第1節	4.1.19	帳票類の管理及び記録の保存	(3) その他措置、会計記録とありますが、それぞれ何を指すのかをご提示ください。	(3) の記述は以下のように修正します。 運営事業者は、(1) (2) で管理や記録した帳票類及び補修履歴等について、事業期間中、保存すること。
30	42				別表2-1	電気料金について、北部ごみ処理センターと北部し尿処理センターに「●」が付いております。一方、受電は2施設で1受電となっています。電気料金の負担についての考え方をご提示ください。	現状、毎月の電気料金は、基本料金を含む総額を、2施設の電力使用量に応じて按分しており、事業期間中も同様に事業者間での按分を想定しています。 近年の2施設での按分実績を、配布資料の対象とします。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	第11号(別紙1)					参照箇所	この欄に記載するのは、技術提案書等に記載がある場合のみ記載すればよく、技術提案書等に記載がない場合は空欄のままでよい、との理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	第12号 (参考資料1)					事業収支計画	本様式は特別目的会社（SPC）を設立を前提とした事業収支計画であると思料します。共同企業体で応募する場合、本様式の記載方法についてご教示下さい。	損益計算書のうち、①～⑦までの項目について記載してください。キャッシュフロー表の記載は不要です。

5 基本協定書(案)に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	6			秘密保持	但書について、「本基本協定締結前に既に自ら保有している情報」については、秘密保持義務を負わないこととされておりますが、この部分は、「本基本協定に関して知った時点で既に自ら保有している場合」とすべきかと存じますので、ご修正をお願いいたします。	修正案を推奨する意図が分かりかねますので、現状の記載のままとします。

6 事業契約書(案)に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	4	3	総則	「通常予見可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しております。その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3	5	7		業務遂行	「本業務に関する周辺住民からの苦情等」への対応については、募集要項別紙3「リスク分担表」の「住民対応」の欄に示されたリスク分担に従って、貴組合と受託者がそれぞれ対応を行うものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	3	5	7		業務遂行	「委託者が締結する住民協定等」をご提示いただける時期をご教示ください。事業契約、要求水準書等の内容と齟齬がないかを事前に確認しておきたいと考えております。	現状、組合が締結する住民協定等は特にありません。
4	3	5	9		業務遂行	「業務場所内の備品等が無償で使うことができる」とありますが、当グループ職員用の駐車場も無償で使えるとの理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。 ただし、駐車場の使用台数については、組合、北部し尿処理センターの運営事業者と協議することとします。
5	3	6		4	乖離請求期間	「著しい乖離」がある場合には請求が認められていますが、どの程度の乖離が「著しい乖離」と認められるのか、判断基準をご教示ください。	著しい乖離の判断基準はお示しできませんが、記載内容と現況を照らし合わせ、委託者と受託者が著しい乖離であると合意した場合を想定しています。なお、このような乖離が生じないように、現地見学会において現況を子細に確認するようにしてください。
6	4	9	2		知的財産権	受託者が委託者に対して提供する情報、書類、図面等には、第三者に開示されることで、受託者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのある情報が含まれますので、第三者に開示される際には、開示の可否も含めて事前に協議させていただきますようお願いいたします。	第三者に開示する際は、事前に協議するものとします。

7	4	9	4		知的財産権	「前項の規定による場合において」とありますが、第3項のどの部分に係る記述であるかご教示ください。	「前項の規定による場合において」は削除します。
8	5	10	2		一括再委託等の禁止	提案書に記載した再委託先等については、既に貴組合の承諾を得たものとさせて頂き、改めての承諾を得ることは不要として頂きますようお願いいたします。	第10条第2項に規定のとおり、契約当事者以外の者に再委託する場合は、提案書への記載の有無にかかわらず委託者の書面による承諾を受けものとしてください。
9	5	10	3		一括再委託等の禁止	再委託先等との契約代金については、開示いたしかねますので、ご了承頂きますようお願いいたします。	第10条第3項に規定のとおりとします。
10	5	12	2		本業務の範囲	「前項の定めにかかわらず」とあることから、本項に基づく措置は、本業務の範囲外の業務を想定されているものと理解しております。この理解が正しければ、本項に基づく業務は契約範囲外の業務に該当することとなりますので、都度必要と認められる契約金額の変更等の協議を行わせて頂きますようお願いいたします。	本業務範囲外の業務を実施した場合については、協議対象とします。その場合、受託者側にて本業務範囲外であることを示す書類の作成・提示をしてください。
11	10	32	2		性能未達期間中に生じる費用の負担	本文中に「処理困難物及び処理不適物」とありますが、それぞれが何を指しているのか定義が示されておりません。用語の定義をお願いします。	以下のとおり定義します。 処理困難物：仙北市ホームページに掲載されている「ごみの出し方便利帳」P5に記載されている処理困難物 処理不適物：同p5に記載されている危険物、在宅医療廃棄物、家電リサイクル法対象品

12	10	32	3	性能未達期間中に生じる費用の負担	<p>不可抗力に起因する、委託者が緊急代替処理を行うことによって生じる追加費用及び本施設の運転再開のための修理費について、受託者が運営・維持管理業務委託料を10で除した金額の100分の1以下の額を負担することが想定された定めとなっております。</p> <p>一方、要求水準書の4.1.9(5)においては、「天災等の不可抗力による損傷等運営事業者の責に帰さないものについては、運営事業者は補修の責を有さない」と記載されております。不可抗力によって生じたこれらの費用に関しては、委託者の負担として頂けないでしょうか。</p>	<p>不可抗力による損害は委託者の責でも受託者の責でもないことから、一定程度の負担を受託者にお願ひし、それを超える費用については委託者で負担する、という考え方に基づいたものであることから、現在の規定のとおりとします。</p> <p>なお、要求水準書の質疑回答No. 24に示すとおり、要求水準書4.1.9(5)の記載内容を変更していただきますのでご確認ください。</p>
13	11	34	2	性状	<p>「要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分」について、受託者が客観的に見て合理的な説明を行った場合には、当該費用の増加分を貴組合にご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	12	38	2	施設利用料等の収納事務	<p>委託者が指示する金融機関等がどこであるか具体的にご提示ください。金融機関に向かうのにどの位の時間がかかるかを知るためです。また、入金頻度についてもご提示ください。</p>	<p>仙北市角館地域内の金融機関へ週1回の入金を想定します。</p>
15	12	39	1	北部ごみ処理センターにおける処理対象物の受入れ	<p>「委託者は、要求水準書等に記載された性状を満足する処理対象物を北部ごみ処理センターに搬入するよう努力する。」とありますが、応募者は、要求水準書等に記載された性状に基づき提案するものでありますので、「・・・搬入する。」としていただけないでしょうか。</p>	<p>記載のとおり、要求水準書等で記載された性状を満足する処理対象物を搬入するよう努力しますが、第19条第2項に規定するとおり、災害等によってその限りではない場合もあります。そのため現状の記載のままとします。</p>
16	12	40	1	北部ごみ処理センターにおける搬入管理	<p>「受託者は受入設備において目視検査等の搬入管理を行い、受入れた処理対象物の中に処理不適物がないことを確認しなければならぬ。」とありますが、確認の方法、頻度等はこれまでと同等程度と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現状の方法にこだわらず、ご提案ください。</p>
17	12	40	3	北部ごみ処理センターにおける搬入管理	<p>市民が出す廃棄物について、処理不適物の混入をなくすことは不可能であり、それを100%除去することも不可能と考えられるため、双方に帰責性がないケースがあることが十分想定されます。この場合の費用負担についてはご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>搬入管理により運営事業者が、善良な管理者の注意義務をもって、危険物・処理不適物等の除去を行うことを前提としますが、それでも避けることのできない搬入ごみ由来の火災等トラブルが生じた場合は双方で協議するものとします。</p>

18	14	51	3		本施設の補修及び更新	不可抗力によって生じたこれらの費用に関しては、委託者の負担として頂けないでしょうか。	No. 12の質問回答をご参照ください。
19	18	64	3	1	法令変更	「本業務に直接関係する法令変更」の対象として、具体的にどのような法令を想定されているのかご教示ください。	新たな公害防止基準の新設や変更などを想定していますが、これに限りません。
20	19	68	2		本事業終了時の取り扱い	2行目に「受託者以外の第三者への委託するために必要な事項を確認する」とありますが、これは「受託者以外の第三者への委託に必要な事項を確認する」の誤りではないかと考えます。	左記、誤記を修正します。
21	20	70	2	5	委託者の解除権	「組合した」は誤字と思われるので、修正をお願いします。	左記、誤記を修正します。
22	25	85	3	1	秘密保持	弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に情報を開示する場合にも、相手方に対する事前の通知を行うことが必要とされていますが、弁護士等の専門家の見解を確認しようとする都度相手方に事前の通知をすることは一般的でなく、双方の事務手続きに係る負担が増すことを懸念しています。つきましては、本号に規定する開示について、事前の通知を不要としてよろしいでしょうか。	事前の通知に関する負担が増す懸念は少ないと考えます。そのため現状の記載のままとします。
23	26	88			株主への支援要請	受託者が特別目的会社でない場合には、本条は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	30	別紙1	2	(3)	オ 契約の解除等	下線部は脱字と思われるので、ご修正をお願いいたします。 「委託者は上記エの業務担当企業の変更を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、委託者が本契約の継続を希望しない時には、本事業契約を解除することができる。」	左記、「本契約」を「本事業契約」に修正します。
25	30	別紙1	2	(4)	運営・維持管理業務委託料の減額等の措置	ウについて、「放流を停止した日を起算日とし」とありますが放流とは何を指すのかご教示願います。	左記、「放流」を「本施設」に修正します。

26	40	別紙6	2	(1)	地域貢献に係る提案の実施状況の確認にかかる手順等	イ（キ）について、乖離の妥当性があると判断された場合は、別紙6に定めのあるペナルティが課されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者は、乖離の妥当性があることに関する説明資料を作成・提示してください。
27	41	別紙7	1	(1)③	施設停止	「第14条（臨機の措置）」とありますが、「第36条（臨機の措置）」の誤りと思われますので、ご修正をお願いいたします。	左記、誤記を修正します。
28	41	別紙7	1	(5)	対策結果の確認	対策結果の確認を行う主体は「委託者及び受託者の双方」と書かれている一方で、「公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者の費用及び責任に基づき」とも書かれています。対策結果の確認はどのように行うことになるのか、ご教示ください。	以下の文章に修正します。 公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者が実施した対策の結果について、委託者及び受託者の双方が確認を行う。
29	43	別紙7	2	(5)	対策結果の確認	対策結果の確認を行う主体は「委託者及び受託者の双方」と書かれている一方で、「公害防止基準を満たさないことについて帰責事由があるとされた当事者の費用及び責任に基づき」とも書かれています。対策結果の確認はどのように行うことになるのか、ご教示ください。	事業契約書（案）No. 28の質問回答をご参照ください。
30	43	別紙7	2		注意事項①	施設が停止していない中で、固定費を減額されることはご容赦頂きたく、①の記述は削除頂けますようご検討の程宜しくお願いいたします。	環境保全基準を満たしていないことは要求水準未達であり、かつ提案未達であるため、記載のとおりとします。